

令和5年第1回定例会（2月議会）  
建設委員会・分科会  
提出資料（当初予算関係）

令和5年2月16日  
出 納 局

【予算関係】

会 計 課 窓口キャッシュレス決済推進事業について . . . 1

【議案関係】

会 計 課 秋田県証紙条例の一部を改正する条例案について . . . 2

財産活用課 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について . . . 5

# 窓口キャッシュレス決済推進事業について

会 計 課

## 1 目 的

県民の利便性向上を図るため、窓口で現金納付する使用料のキャッシュレス納付を可能とするシステムを構築する。

## 2 概 要

窓口キャッシュレス決済端末を置き、県民が窓口での納付にクレジットカード、電子マネー、QRコードなどを選択できるようにする。

また、決済情報（納付日、使用料名、金額など）を管理するPOSシステムをキャッシュレス決済端末に組み込むことにより会計事務の効率化を図る。

## 3 設置施設

- ・スポーツ科学センター
- ・近代美術館

## 4 供用開始予定

令和5年12月

## 5 予算額

3, 226千円（一般財源 3, 226千円）

内訳	（	役務費	20千円	決済手数料
	委託料	3, 100千円	キャッシュレス決済端末設置及びPOSシステム導入費用等	
	使用料及び賃借料	106千円	POS利用料	

## 秋田県証紙条例の一部を改正する条例案について

会 計 課

### 1 改正理由

電子情報処理組織を使用する旅券法（昭和26年法律第267号）に規定する申請の開始に伴い、電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る手数料について証紙による収入の方法により徴収する必要がある。

### 2 改正内容

電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る手数料等で規則で定めるものについては、証紙による収入の方法によることとする。（第2条関係）

### 3 施行期日

令和5年3月27日

## 1 改正の背景（旅券発給申請手続の電子化）

- 旅券申請の利便性向上や事務の効率化を図るため旅券法が改正され、一般旅券の「切替申請」(注)は、申請時の出頭が不要となる電子申請が令和5年3月27日から全国一斉に可能となる。
- 旅券の交付時は従前どおり本人が出頭する必要があり、手数料はその交付の際に証紙で納付することとなる。

(注) 切替申請：有効期限前に新たな旅券の発給を申請する場合に行う申請

## 2 改正条項（第2条）

### 【現行】

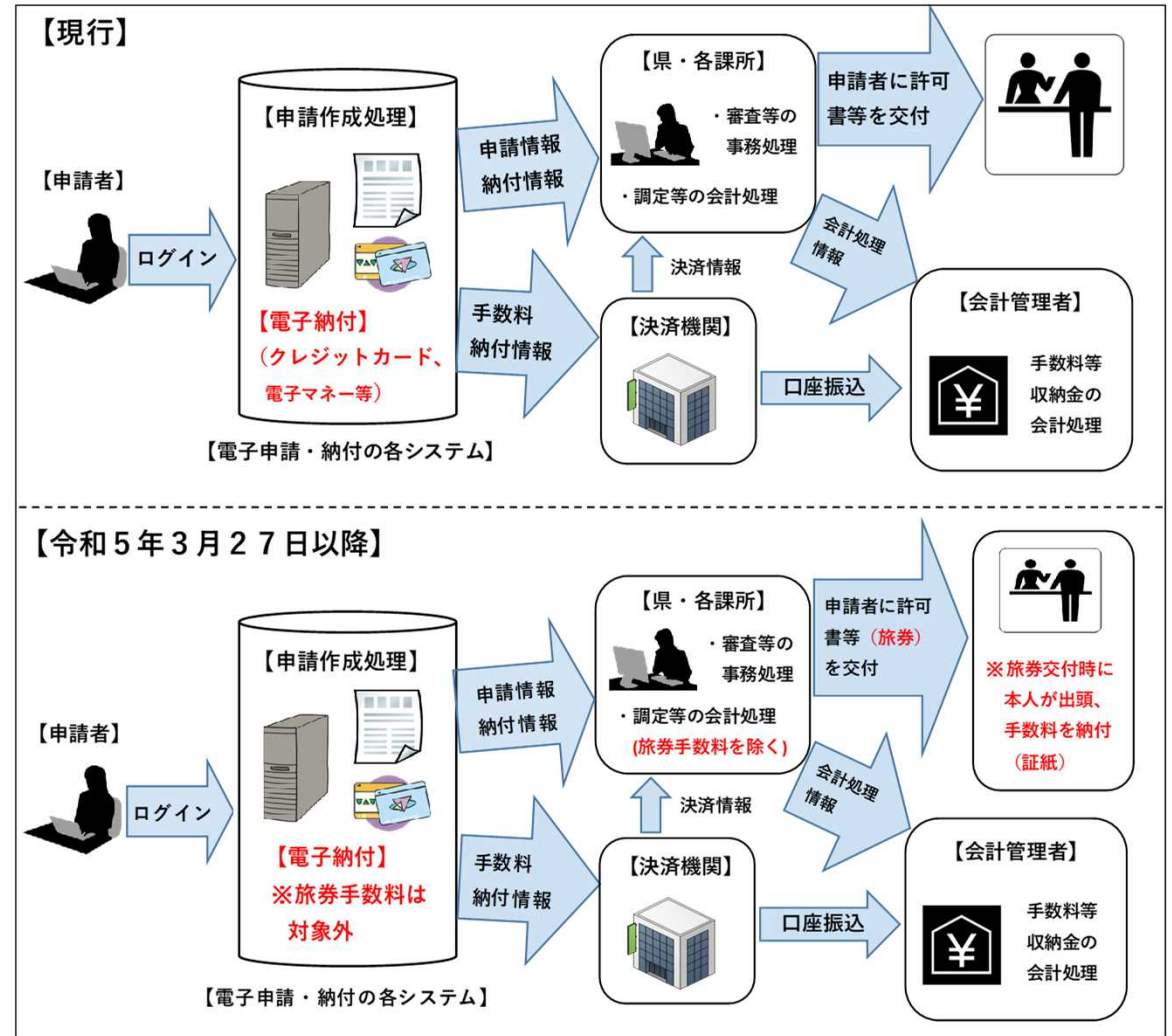
- 本文では証紙の納付により徴収する手数料等を規定しているが、ただし書で電子申請等に係るものについて除外している。



### 【令和5年3月27日以降】

- ただし書に規定する電子申請等に係る手数料等で規則で定めるものについて、証紙の納付による徴収とする。

## イメージ図（電子申請に係る手数料等の徴収）



新	旧
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性割(地方税法第六十二条第一項の規定によつて納付する自動車税の環境性割(同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性割に係る延滞金を含む。))に限る。)、自動車税の種別割(同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。))及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等に係るもの(規則で定めるものを除く。))については、この限りでない。</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性割(地方税法第六十二条第一項の規定によつて納付する自動車税の環境性割(同法第七十条の規定による当該自動車税の環境性割に係る延滞金を含む。))に限る。)、自動車税の種別割(同法第七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。))及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等に係るもの(規則で定めるものを除く。))については、この限りでない。</p>

## 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について

財産活用課

### 1 改正理由

県が管理する道路の占用料の額の改定により、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定する必要がある。

### 2 改正内容

行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定することとする。（別表関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日







備考 略	
	る   用   物 も   に   の の   係   使

備考 略	
	る   用   物 も   に   の の   係   使